

# 参议院模擬法務委員会会議録

平成 年 月 日 曜  
午後 時 分開会

出席者は左のとおり。

☆委員を呼ぶ時はフルネーム、それ以外の人は苗字十役職名。☆自分の番が来たら「委員長」と言って挙手して委員長に名前を呼ばれてから発言する。返事はいらない。

委員長 A 君  
委員 B 君

国務大臣 C 君

副大臣 D 君

大臣政務官 E 君

法務大臣政務官 F 君

本日の会議に付した案件

○少年法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（A） 君 ただいまから

法務委員会を開会いたします。

少年法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案者から趣旨説明を聴取いたします。

D（ ） 法務大臣。

【国務大臣D挙手（「委員長」と呼ぶ）】

○委員長（A） 君

D（ ） 法務大臣。

○国務大臣（D） 君 ただ今議題

となりました。少年法の一部を改正する法律案の提案理由につきましてご説明申し上げます。

少年法は、二〇歳に満たない少年が犯罪を行っても、大人とは違った扱いをするようにしています。それは、少年

が成長途中の存在であり、環境に影響されやすく、また、改善する可能性が高いからです。そうした意味で、少年の

犯罪については、名前や住所、学校名を報道して、少年のことを特定するような報道をしてはならないことにしています。しかし、この法律には罰則がありません。そのため、週刊誌やインターネットなどで少年を特定するような情報が流され、少年の社会復帰を妨害することがあります。

そこで、法務大臣がそうした情報を流した人に対して、是正するように指示をしたり、命令したりすることができるようになるように、従わない人には刑罰を与えるようにするため、この法律案を提案いたしました。法律案の内容は副大臣から説明してもらいます。

○委員長（A） 君 次に、補足説明を聴取いたします。E（ ） 法務副大臣。

【副大臣E挙手（「委員長」と呼ぶ）】

○委員長（A） 君 法務副大臣。

○副大臣（E） 君 補足として、法律案の内容をご説明申し上げます。

第一に、犯罪を行った少年を特定するような行為を「推知報道」として、この推知報道を誰もがしてはならないことにします。

第二に、推知報道をした人に対して、法務大臣が是正するように指示をし、それに従わないときは、さらに強力な命令を出すことができるようにします。それでも言うことを聞かない場合は、刑罰を与えることにします。

以上で説明を終わります。速やかなご審議をお願いしたいと存じます。

○委員長（A） 君 少年法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑を行います。質疑のある方は順次ご発言をお願いいたします。

【B委員、挙手（「委員長」と呼ぶ）】

○委員長（A） 君

○B（ ） 君 推知報道についての現在の少年法の問題点はどのようなものでしょうか。大臣の考えをお聴かせください。

【国務大臣D挙手（「委員長」と呼ぶ）】

○委員長（A） 君 法務大臣。

○国務大臣（D） 君 現在、少年法は、犯罪を行った少年を特定するような報道を禁止していますが、罰則がありません。報道機関に対して、国から

そういうことはしないように要請していますが、一部の雑誌などが少年法に違反することをわかっていながら、推知報道をしています。このことは、少年が社会復帰をする上で大きな問題だと考えています。

【B委員、挙手（「委員長」と呼ぶ）】

○委員長（A） 君

○B（ ） 君 最近では、インターネットで少年を特定する情報が流れたりします。このことは問題だと思いませんか。

【副大臣E挙手（「委員長」と呼ぶ）】

○委員長（A） 君 法務副大臣。

○副大臣（E） 君 その通りだと思います。ただ、現在の少年法は、インターネットでの書き込みは想定していません。この点も改めなければならぬと思います。

【B委員、挙手（「委員長」と呼ぶ）】

○委員長（A） 君

○B 【君】 それでは、少年法が改正されたらどうなりますか。

【大臣政務官F、挙手（「委員長」と呼ぶ）】

○委員長（A） 【君】

【（「法務大臣政務官。」）

○大臣政務官（F） 【君】 インターネット上の書き込みも含めて、少年を特定するような報道や情報提供を禁止することができるようになります。違反した人に刑罰を与えることができるようになる点が大きな変更です。

【B委員、挙手（「委員長」と呼ぶ）】

○委員長（A） 【君】

【（「君。」）

○B 【君】 自由な表現活動を国が妨害することにはなりませんか。

【国務大臣D挙手（「委員長」と呼ぶ）】

○委員長（A） 【君】

D（「法務大臣。」）

○国務大臣（D） 【君】 表現の自由は憲法で保障された重要な権利です。しかし、少年の健全な社会復帰を妨げるようなことは許されません。ただ、いきなり刑罰を与えることはありません。最初は、是正の指示というお願いをして、それでもだめな場合に命令を出すという順序を守っていくことになっています。その間に、相手を説得して、自発的に是正をしてもらう方がいいと思います。

【B委員、挙手（「委員長」と呼ぶ）】

○委員長（A） 【君】

B（「君。」）

○B 【君】 それでも従わない場合に刑罰を与えるのですか。

【副大臣E挙手（「委員長」と呼ぶ）】

○委員長（A） 【君】

E（「法務副大臣。」）

○副大臣（E） 【君】 そうなのですが、刑罰を与えるかどうかは、裁判所が判断します。また、法務大臣の命令に対して不服がある場合には、その取消を求める裁判を起こすことができます。

【B委員、挙手（「委員長」と呼ぶ）】

○委員長（A） 【君】

【（「君。」）

○B 【君】 なるほど。裁判所が中立で公平な第三者の立場から判断する機会があるので、ただ、そういった事態にならないよう、多くの人に人権意識を持ってもらうことが一番大事だと思いますか。

【大臣政務官F挙手（「委員長」と呼ぶ）】

○委員長（A） 【君】

F（「法務大臣政務官。」）

○大臣政務官（F） 【君】 おっしゃる通りです。少年に対する人権侵害が起きないように、日頃から国民に呼びかけていきます。

○委員長（A） 【君】 他にご発言もないようですから本案に対する質疑は終局したものと見えます。これより討論を行います。ご意見のある方は賛否を明らかにしてご発言願います。

【C委員、挙手（「委員長」と呼ぶ）】

○委員長（A） 【君】

C（「君。」）

○C 【君】 私は、この法案について

反対の討論を行います。

反対の理由は、法務大臣の権限が拡大されて、本来、少年事件とは関係のないインターネット上の書き込みなども、それを口実に規制される可能性があるからです。このように、国民に誹装されている基本的な人権が制限されるおそれが拡大することになるので、賛成できません。

○委員長（A） 【君】 他にご意見もないようですから、討論を終局したものと見とめます。これより採決に入ります。

【C以外挙手】

【C以外挙手】

○委員長（A） 【君】 多数と見とめます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【D、E、F起立し、一礼】

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長にご一任願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

【全員「異議なし」と叫ぶ】

○委員長（A） 【君】 ご異議ないと

見とめます。本日はいよいよ決定いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後【時】分散会

# 参議院模擬本会議録

平成 年 月 日 曜日  
午後【】時【】分 開議

○議事日程 第一号

平成 年 月 日 曜日

午後【】時【】分 開議

第一 少年法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

○議長（G）【】君 こ

れより会議を開きます。

日程第一 少年法の一部を改正する法律案、

内閣提出、衆議院送付

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長

A（）君。

【A君登壇、拍手】

☆委員長（A）【】君 ただ

いま議題となりました少年法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

この法案は、犯罪を行った少年について、少年を特定するような報道やインターネット上の書き込みを禁止し、違反者に対して、法務大臣が是正の指示や命令を出すことができるようにして、違反

者には刑罰を与えられるようにするため、少年法を改正しようとするものです。

委員会におきましては、法案提出の理由、法務大臣の命令などの仕組み、憲法との関係などについて熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録にてご承知願います。

討論を行ったところ、C（）委員 から反対の意見が述べられました。

次いで採決の結果、本法律案は多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、ご報告申し上げます。

○議長（G）【】君 こ

れより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

【投票開始】

○議長（G）【】君 ま

もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

【投票終了】

○議長（G）【】君 投

票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって本案は 「可決・否決」 されました。

【拍手、国務大臣〇起立し、一礼】

本日はこれにて散会いたします。

午後【】時【】分 散会